

断熱改修（外壁・屋根・窓）（事業所）

【工場】【指定作業所】の場合：「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」による認可等を受けていること。

要件

以下の表に記載された数値を満たすこと

改修部位	屋根	天井	外壁	床
熱抵抗値 (R 値*)	2.7 以上			2.2 以上

改修部位	窓
ガラスの熱貫流率	2.33 以下

* 熱抵抗値 (R 値) (小数点第 2 位を四捨五入) $[m^2 \cdot K/W] = \text{断熱材の厚さ}[m] \div \text{熱伝導率の値}[W/(m \cdot K)]$
例) 厚さ 12cm (0.12m)

熱伝導率 0.041 の場合: $0.12(m) \div 0.041 (W/(m \cdot K)) = \underline{2.9} (m^2 \cdot K/W)$

申込時の必要書類

① かつしかエコ助成金事前協議書【事業所対象】(第 1-3 号様式)	
添付書類	② 見積書の写し (対象部分の内訳がわかるもの)
	③ 設置予定場所を示す平面図
	④ 型番及び断熱材の熱抵抗値 (R 値) がわかるパンフレットやカタログ等の写し (窓の改修については型番及び熱貫流率のわかるもの)
	⑤ 設置予定個所の現況カラー写真 (改修箇所全て)
	⑥ 賃貸又は使用貸借に基づき使用している場合は、建物所有者の対象機器等導入にかかる同意書

上記の書類に加えて以下の書類もご提出ください。

個人事業者 の場合	⑦ 令和 5 年度特別区民税・都民税納税証明書の原本 (令和 5 年 1 月 2 日以降の転入者は前住所地の市町村民税納税証明書、非課税者は非課税証明書)の原本 ⑧ 確定申告書の写し又は営業証明書の原本等
法人等の 場合	⑦ 直近の事業年度の法人都民税納税証明書の原本 (非課税の場合は滞納がないことを証する書類) ⑧ 法人の登記簿謄本 (現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書)の原本

※断熱改修以外の助成金も同時に申し込む場合、事前協議書や納税証明書等は一部で構いません。

完了報告時に必要な書類

① かつしかエコ助成金完了報告書兼助成金交付申請書 (第 5-1 号様式)	
② かつしかエコ助成金交付請求書 (第 8 号様式)	
添付書類	③ 振込口座が確認できる書類の写し (通帳・キャッシュカード等)
	④ 領収書及びその内訳がわかる請求書等の写し
	⑤ 施工後のカラー写真 (改修箇所全て)